平成31年度以降の接続料算定における 長期増分費用方式の適用の在り方について

論点整理①

平成30年3月16日

1. 長期増分費用方式の適用等について

(1)長期増分費用方式の適用について

- ・平成31年度以降の加入者交換機等に係る接続料算定について、引き続き、長期増分費用方式を用いることが適当か。
- ・平成31年度以降、長期増分費用方式に基づく接続料算定について、その適用範囲はどうあるべきか。

(2)長期増分費用方式に基づく接続料算定で用いるモデルについて

・平成31年度以降の加入者交換機等に係る接続料算定に長期増分費用方式を適用する場合、長期増分費用モデル研究会で示された改良モ デル等をどのように適用すべきか。また、適用にあたって考慮すべき事項はあるか。

2. NTSコスト(き線点RT-GC間伝送路コスト)の扱いについて

・当分の間の措置として、現在、「き線点RT-GC間伝送路コスト」の接続料原価への付替えがなされているが、平成31年度以降の接続料算定において、当該コストをどのように扱うべきか。

3. 東西均一接続料の扱いについて

・暫定的に行われている東西均一の接続料設定について、平成31年度以降の接続料算定において継続すべきか。

4. 入力値(通信量等)の扱いについて

・接続料算定の際の通信量として「前年度下期と当年度上期の予測通信量」(9か月分を予測)を採用しているところであるが、平成31年度以降の接続料算定において、入力値をどのように扱うべきか。

5. 新たな算定方式の適用期間について

・上記検討事項を踏まえ、平成31年度以降の接続料算定方式の適用期間は何年間とすべきか(現行の算定方式は平成28年度からの3年間)。

6. その他

・NGN接続料との関係について等

1. (1) 長期増分費用方式の適用について事業者間接続における着信接続料の設定について

・事業者間協議において、NTT東日本・西日本以外の事業者に支払われる接続料の水準が争点となって協議が調わない場合、円滑な接続に向けて裁定方針等についてさらに改善していくべき事項はあるか。

【経緯と現状】

- ▶ 固定通信は、加入者回線を経由しなければ利用者同士の通信が成り立たないネットワーク構造である。電気通信事業法では、こうした設備の不可欠性(ボトルネック性)に着目し、他の事業者の事業展開上不可欠な設備を第一種指定電気通信設備として総務大臣が指定し、当該設備を設置する事業者(NTT東日本・西日本)に対して、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の約款化等を義務づけている。
- ▶ 一方、接続事業者は、NTT東日本・西日本との相互接続において、自網への着信接続料をNTT東日本・西日本の接続料とは無関係に任意に 設定することが可能であり、事業者間協議を通して決定している。
- ▶ ネットワークの公共性・重要性に鑑みれば、ネットワーク同士の円滑な接続を確保することは重要であり、事業者間協議のプロセスや考え方を明確にするため、総務省は、平成24年7月に「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」を策定・公表している。当該ガイドラインでは、当事者間での十分な協議が行われた上で円滑な合意形成がなされるよう、例えば、事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、接続料水準の設定理由について、「必要に応じ当事者間で守秘義務を課すなどの措置を講じた上で、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行うことが望ましい」としている。
- ➤ 事業者間協議において双方の合意が得られず調わなかった場合、協議当事者は総務大臣の裁定を申請することで、接続料等についての考え 方の提示を受けることができる。「接続料の算定に関する研究会 第一次報告書」(平成29年9月)では、接続料の基本的な考え方について、裁 定があった場合の考え方を前もって示すことで、裁定申請に至らずとも協議の円滑化に資することが期待されることから、次のとおり示している。

接続料の水準の決め方は、事業者間で合意が可能であれば、様々な決め方があり得るところではあるが、事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方が効率的であり、したがって、第一次的に検討されるものであるから、総務大臣の裁定基準としてこの考え方を示し、裁定手続ではコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、協議の円滑化を期待することができる。

1. (1) 長期増分費用方式の適用について 事業者間接続における着信接続料の設定について

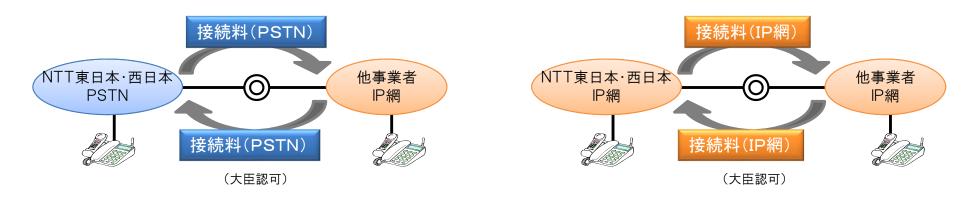
- ➤ 上記検討会報告書を踏まえ、総務省は、事業者間協議の円滑化のため、平成30年1月に「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を策定・公表している。当該方針では、事業者間協議が調わない場合で、適正な原価等の算定のために有効と認められるデータの提供が行われない場合には、「近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いる」こととしている。
- ▶ 現在、NTT東日本・西日本と他事業者との相互接続において、料金設定権が発信事業者にある通話類型の場合、他事業者に支払われる着信接続料の設定方法として、①NTT東日本・西日本の固定網のコスト(またはLRIC)をベースに接続料を設定する方法、②着信側の固定網のコストをベースに接続料を設定する方法がとられているが、一部の事業者間協議において、接続料の水準について合意が得られないまま、長期間を要している事例がある。

(参考) NTT東日本・西日本と他事業者との相互接続における着信接続料の設定

▶ NTT東日本・西日本と他事業者との接続における着信接続料の設定は主に次の2通り。

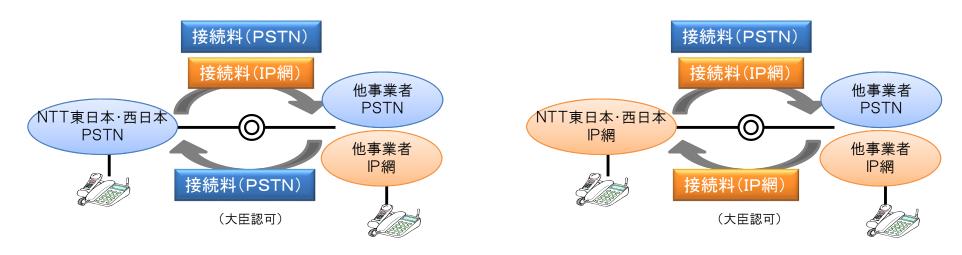
①NTT東日本・西日本の固定網をベースに接続料を設定

他事業者からNTT東日本・西日本へ支払う接続料も、NTT東日本・西日本から他事業者へ支払う接続料も、NTT東日本・西日本の固定網のコストをベースにミラー方式で接続料を設定。



②着信側の固定網をベースに接続料を設定

他事業者からNTT東日本・西日本へ支払う接続料はNTT東日本・西日本の固定網のコストをベースに、NTT東日本・西日本から他事業者へ支払う接続料は他事業者の固定網のコストをベースに接続料を設定。



(参考)通話の類型と料金設定権者

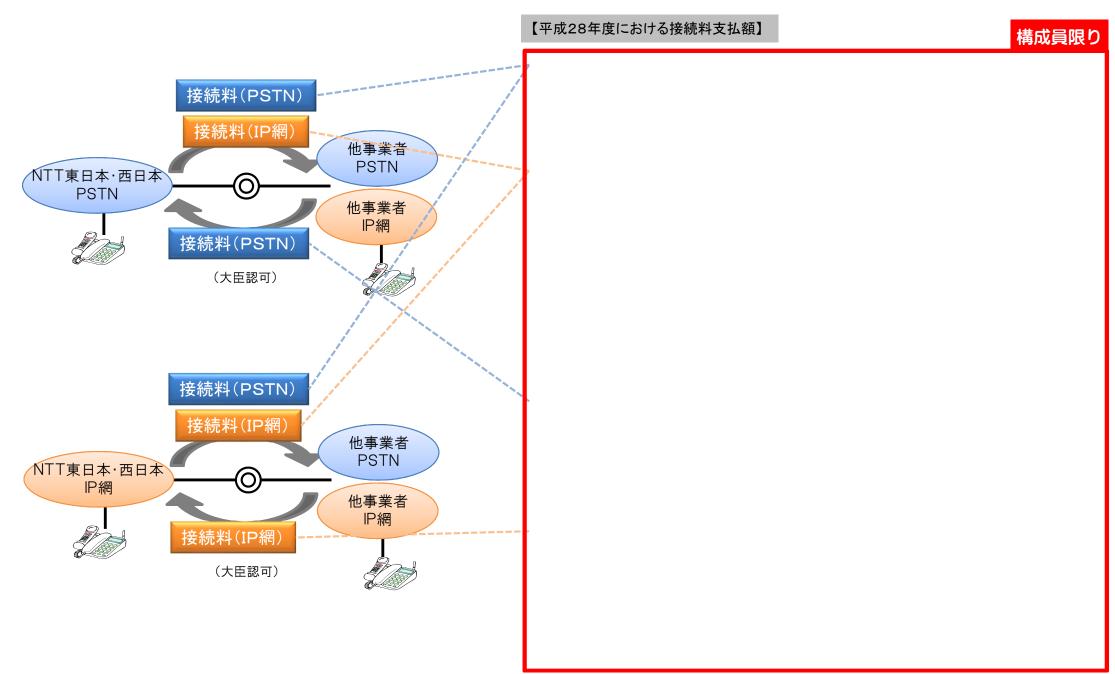
- ✔ 網掛け(黄色)は、料金設定権者。
- ✔ 赤枠は、発信事業者が料金設定権者である通話類型(国際通話、携帯・PHS向け通話、公衆電話は除く)。



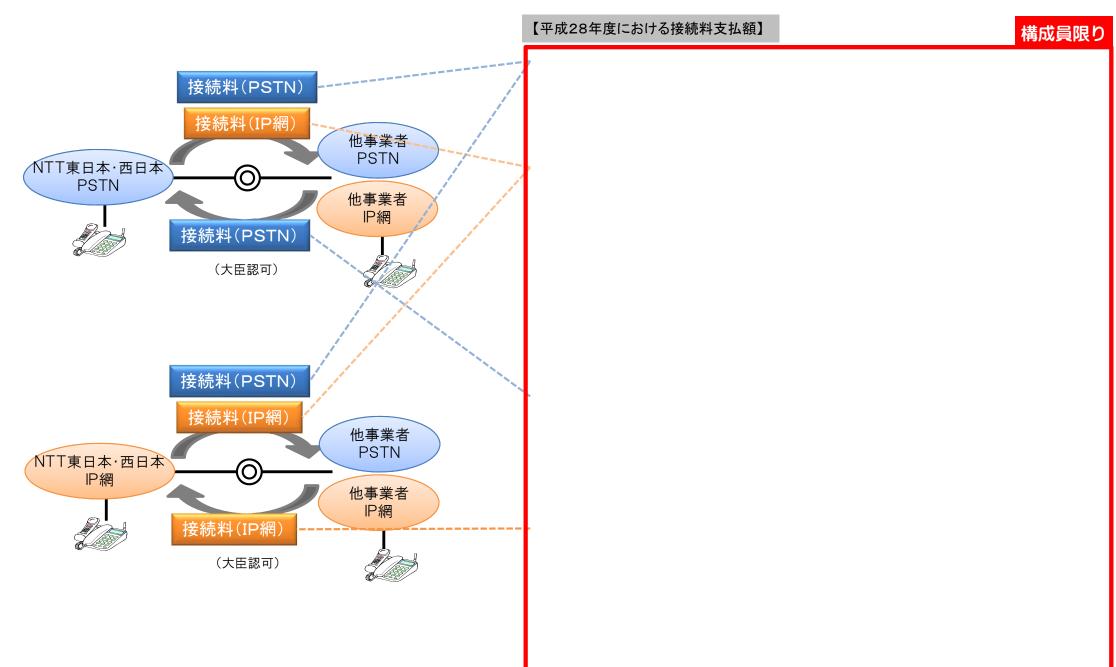
:NTT東日本・西日本が取得する接続料。 :NTT東日本・西日本が支払う接続料。

			俱至(国际地面、场带·FIIS时/)地面、2			r
発側			通話の類型	発信事業者	中継事業者	着信事業者
加入電話·ISDN電話 (NTT東西)	0	県内通話	・中継事業者をマイライン登録 ・中継事業者の識別番号を付番	NTT東西	中継事業者	NTT東西、CATV、 直収(0AB~J)
	A B S		・NTT東西をマイライン登録 ・NTT東西の識別番号を付番	NTT東西	(着信事業者により区々)	<i>11</i>
	J 向		・マイライン未登録	NTT東西	(着信事業者により区々)	//
	け通話	県間通話	・中継事業者をマイライン登録 ・中継事業者の識別番号を付番	NTT東西	中継事業者	"
	80		・マイライン未登録	NTT東西	NTTJA	<i>"</i>
	国際通話		・国際事業者をマイライン登録 ・国際事業者の識別番号を付番	NTT東西	(着信事業者により区々)	国際事業者
	050IP向け通話			NTT東西	(着信事業者により区々)	050IP電話
	携帯·PHS向け通話		0A0のみで発信	NTT東西	(なし)	携带·PHS
			NTT東西の識別番号を付番	NTT東西	(なし)	携带·PHS
			中継事業者の識別番号を付番	NTT東西	中継事業者	携带·PHS
ひかり電話 (NTT東西)	0AB~J向け通話			NTT東西	(着信事業者により区々)	NTT東西、CATV、直収
(NII 宋四)	050IP向け通話			NTT東西	(なし)	050IP電話
	携帯·PHS向け通話			NTT東西	(なし)	携带·PHS
	国際通話			NTT東西	国際事業者	
直収電話 (例:ソフトバンク)	0A 携带	B~J向け通話、050 帯·PHS向け通話、国	IP向け通話、 際通話	直収電話提供事業者	(着信事業者により区) NTT東西、CATV、直収 (50)ア、携帯・PHS、国際事業者	
公衆電話 (NTT 東西)	0AB~J向け通話(県内通話)			NTT東西	(着信事業者により区々)	NTT東西、CATV、直収
(NTT東西)	OAB~J向け通話(県間通話)			NTT東西	NTTコム	<i>II</i>
	050IP向け通話			NTT東西	(なし)	050IP電話
	携帯·PHS向け通話			NTT東西	(なし)	携带·PHS
	国際通話			NTT東西	NTT東西 国際事業者	
050IP電話 (例:NTTコム)	0 A 携带	B~J向け通話、050 帯·PHS向け通話、国	IP向け通話、 際通話	050IP電話 提供事業者	(着信事業者により区/	NTT東西、CATV、直収 050IP、携帯·PHS、国際事業者

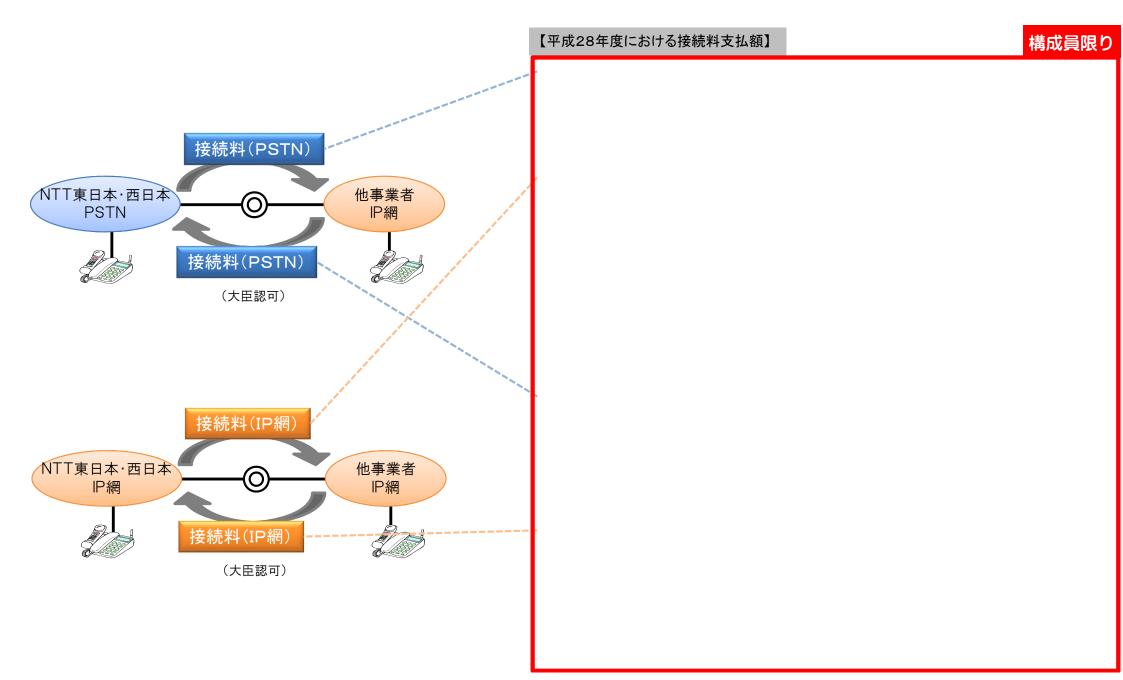
●着信側の固定網をベースに接続料を設定



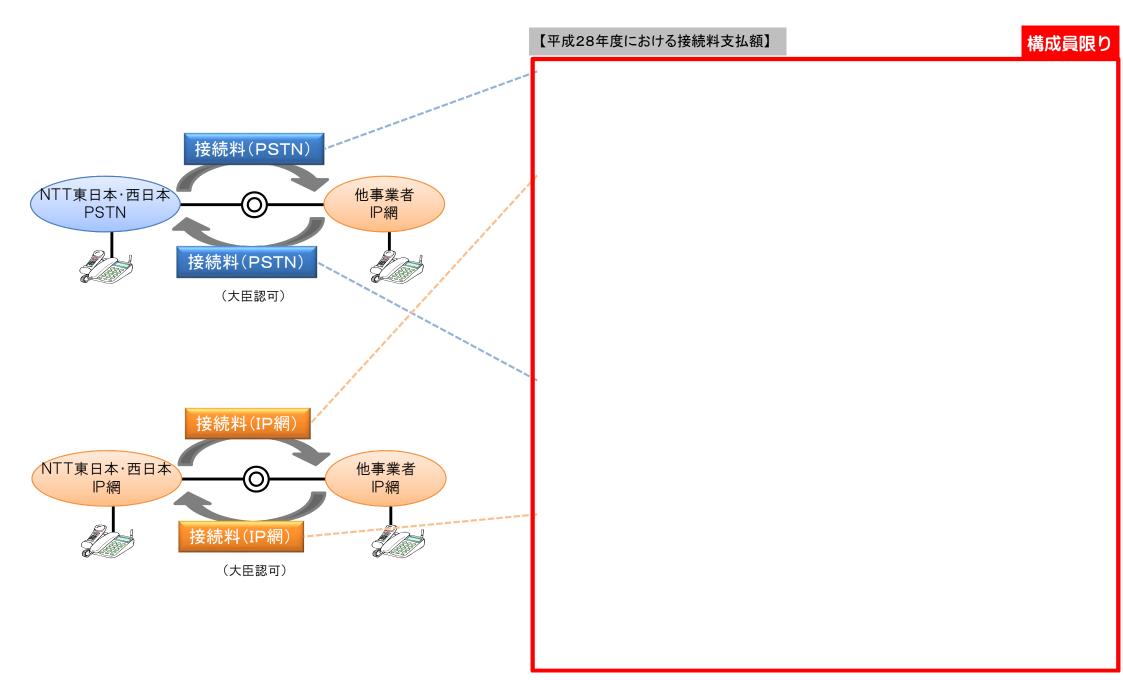
●着信側の固定網をベースに接続料を設定



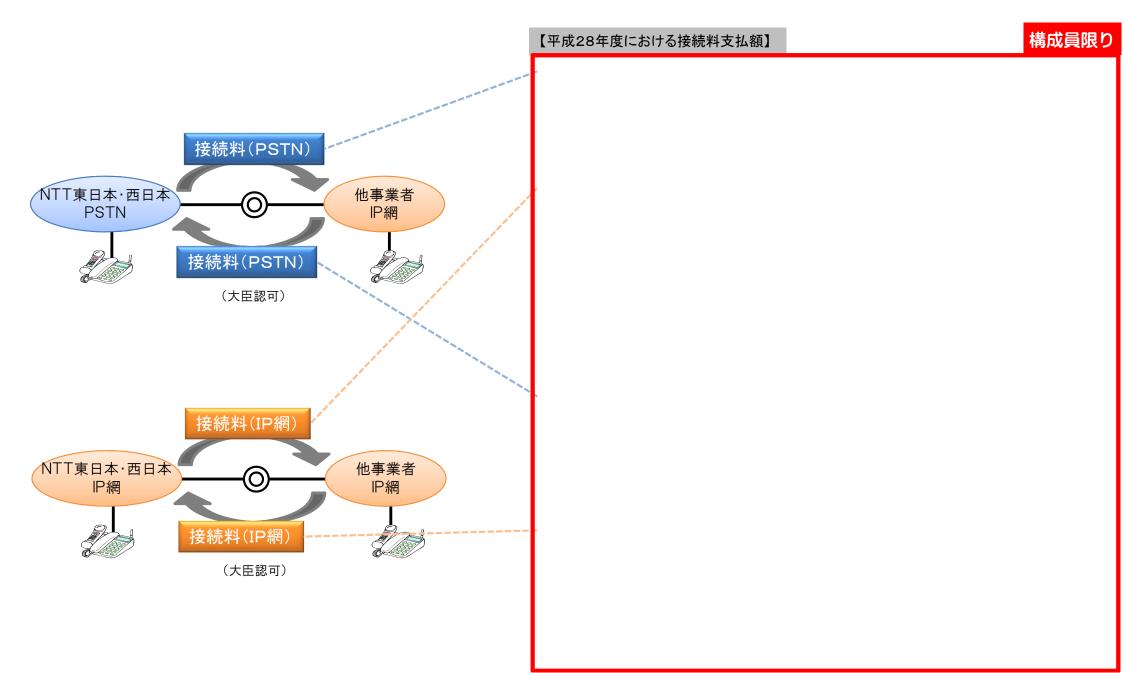
●NTT東日本・西日本の固定網をベースに接続料を設定



●NTT東日本・西日本の固定網をベースに接続料を設定



●NTT東日本・西日本の固定網をベースに接続料を設定



(参考)「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)の概要①

1 ガイドラインの目的・対象

- 接続協定は双方の合意のみで効力を生じることが原則であり、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件に関し当 事者間で十分な協議が行われることが望ましい。
- 他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景とし、当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例や、事後的な紛争手段に移行するケースも生じている。事業者間協議による合意形成が円滑になされない場合、公正競争の確保が十分になされないおそれや、利用者利便が損なわれる可能性がある。
- 本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、電気通信事業者間におけるネットワークの接続に関し、 事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するもの。これにより、協議における予見 可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進 を図ることを目的とする。
- 本ガイドラインは、新たな規制の導入を意図するものではない。また、従前より事業者間協議が円滑に行われていた場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。
- 本ガイドラインは、全事業者を対象とし、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すもの。ただし、携帯電話事業者の接続料に係る協議及び移動通信事業者とMVNOの間の協議については「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を併せて参照。

2 事業者間協議のプロセス

- 接続に係る協議に対応するための窓口を明確化し、これを対外的に公表するとともに、接続事業者からの問合せや接続に係る協議の申込等に対して遅滞なく対応することが望ましい。
- 接続協定を締結又は変更しようとする場合、十分な協議が可能な期間を確保して事業者間協議を開始することが望ましい。
- 事業者間協議に当たり、接続料の水準が争点となった場合には、<u>算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について</u> 協議を実施すること等が考えられる。

(参考)「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)の概要②

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

- 双務的な接続形態に係る接続料についての協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当。
- 上記のような接続形態において、一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について十分な合意が成立しない場合には、<u>当該水準の接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明</u>するとともに、協議を行う事が望ましい。
- 指定事業者についても、接続約款の認可又は届出の手続を経たことをもって、直ちに接続事業者に対する接続料の算定根拠に関する説明が不要となるものではない。

4 接続に必要なシステム開発等

- 接続に必要なシステム開発・更改に当たっては、<u>当事者間の協議を踏まえて機能や仕様、コスト負担の方法を決める</u>ことが 望ましい。
- 接続に必要なシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと 予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取す ること等が適当。

5 協議が調わなかった場合の手続

● 事業者は、接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、当事者は法令の定める紛争 処理スキーム(総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁)を利用することが可能。

6 その他

総務省は、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。

(参考)電気通信紛争処理委員会の概要

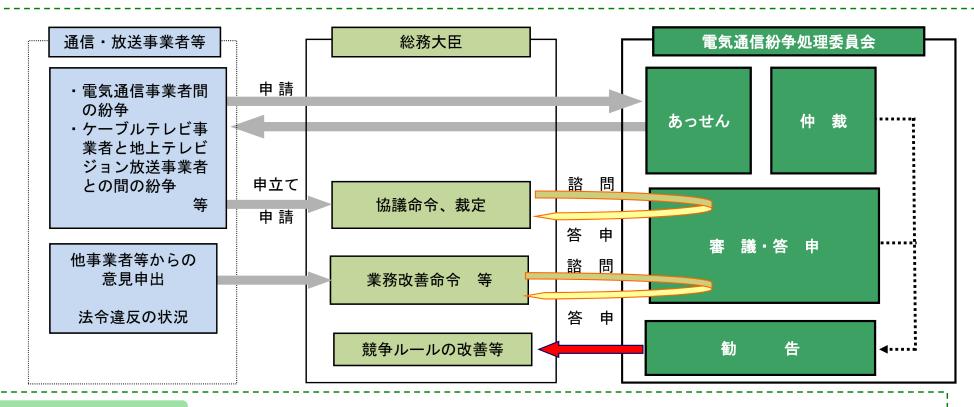
あっせん・仲裁

▶ 電気通信事業者間の接続に関する紛争、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者との間の再放送の同意に関する紛争等に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施。

諮問に対する 審議・答申 ▶ 総務大臣が、接続協定に関する協議命令や裁定、再放送の同意に関する裁定、業務改善命令などの行政処分を行う際、<u>諮問を受け、審議・答申</u>。

勧告

あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、<u>競争ルールの改善等について意見が</u> あれば、総務大臣に対し勧告。



相談

事務局に相談窓口を設け、事業者間の紛争等に関する相談に対応。

(参考)紛争の種類と紛争処理手続

当事者	協議の内容	協議が不調のときの 紛争処理手続	
		委員会	総務大臣
電気通信事業者間	○ 電気通信設備の接続に関する協定 (電気通信事業法第154条第1項・第155条第1項) ○ 電気通信設備の共用に関する協定 (電気通信事業法第156条第1項) ○ 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定 (電気通信事業法第156条第1項) ○ 卸電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第156条第2項)	あっせん 仲裁	協議命令 又は裁定 ^(注)
	〇 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約 (電気通信事業法第157条第1項及び第3項)	あっせん 仲裁	_
コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間	 ○ コンテンツ配信事業等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約(電気通信事業法第157条の2第1項及び第3項) (※)電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号) 	あっせん 仲裁	_
ケーブルテレビ事業者と 基幹放送事業者との間	〇 地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送に係る同意 (放送法第142条第1項及び第3項)	あっせん 仲裁	裁定(注)
無線局(※)を開設・変更 しようとする者と他の無線 局(※)の免許人等との間	○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約 (電波法第27条の35第1項及び第3項)(※)電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局に限る(電波法第27条の35第1項)	あっせん 仲裁	

注:「協議命令」又は「裁定」の場合は、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮問が行われる。

(参考) 「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」について

〇 「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書(※)を踏まえ、電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る金額に関する交渉の円滑化のため、平成30年1月、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を策定。

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額(以下「金額」という。)について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

- 1. 金額[※]については、<u>当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下にお</u> <u>ける適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本</u>とする。
 - ※ 認可された接続料等を除く。
- 2. 1. の原価等の算定のため、<u>接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求める</u>こととする。
- 3. 2.において<u>有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1.の原価等の算定のために、近似的に、例えば長</u> <u>期増分費用モデル等により、他の費用等を用いる</u>こととする。
 - (注) 卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。

(※)同研究会では、NTT東日本・西日本から、同社の固定電話接続料と他社の接続料の格差が年々拡大しており、他社の固定電話接続料の水準についても適正性・透明性が確保されるべきであり、裁定基準を設けるべき旨の意見が示され、報告書では、「接続料の水準の決め方は、事業者間で合意が可能であれば、様々な決め方があり得るところではあるが、事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方が効率的であり、したがって、第一次的に検討されるものであるから、総務大臣の裁定基準としてこの考え方を示し、裁定手続ではコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、協議の円滑化を期待することができる。」とした。